

12. 新聞記事

2001(平成13)年5月11日 「毎日新聞」夕刊
熊本地裁判決

ハンセン病隔離は違憲



らい予防法

「国会が改廃怠る」

熊本地裁 判決 国に18億円賠償命令

原告の賠償請求を認められた判決に基づき抗議する
熊本地裁の熊本地裁で11日午前16時5分、会津浩吉写真

(以下本紙に) (原告) 及び (被告) (国) の間で行われた訴訟の判決結果を、原告側から見た。原告側は、ハンセン病隔離政策の違憲性を主張し、国に18億円の賠償を求めた。判決は、原告側の主張をほぼ認め、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病隔離政策が憲法に違反していることを明確に示した。また、原告側の損害賠償請求も認められた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を批判し、国に改廃を促した。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。

ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する差別と隔離の政策を違憲と判断し、国に賠償を命じた。判決は、ハンセン病患者とその家族に対する権利を保護し、差別と隔離の政策を廃止することを求めた。

2001(平成13)年6月15日 「毎日新聞」朝刊
厚生労働大臣謝罪

坂口厚労相が謝罪

ハンセン病療養所入所者代表に

坂口厚労相は14日、東京・霞が関の厚生労働省内で、全国13の国立ハンセン病療養所の入所者で作る「全国ハンセン病療養所入所者協議会」(高瀬重三郎会長、約4400人)の代表約20人と面談し、90年間に及ぶ国の隔離政策で人権を侵害したことを謝罪した。坂口厚労相は、1日にハンセン病訴訟の原告団に謝罪したが、入所者代表への謝罪は初めて。

坂口厚労相は「苦難と苦痛の歴史を刻み、取り返しのつかない生損傷を添わされたことを大目として、心からのおわびと反省を申しあげたい」と述べるとともに、入所者の名誉回復などに取り組み、決意を述べた。

また16日には、ハンセン病療養所の病池恵徳園(熊本県合志町)を訪ね、入所者に直接謝罪することとしている。



全国ハンセン病療養所入所者協議会の代表者たちと深々と頭を下げる坂口厚生労働相。厚生労働省で14日午前11時32分、石井雄亨す

2001(平成13)年6月29日 「日本経済新聞」朝刊
大阪府知事謝罪

ハンセン病患者に 太田大阪知事が謝罪

療養所を訪問

大阪府の太田慶江知事は二十八日午後、国立療養所「長島愛生園」(岡山県邑久町)と「徳久光明園」(同)を訪ね、府出身の元ハンセン病患者に隔離政策を取った過ちを認め謝罪した。

太田知事はそれぞれの園でじくなった元患者が語る納骨堂に献花。その後、入所者と面会し、「国の機関委

任事務とはいえ、療養所へ収容してきた責任は私たちにある。多大な苦難と苦痛をおかけしたことを深く反省し、心からおわびしたい」と述べた。



元患者らと懇談する太田知事(右から2人目) 一28日午後、岡山・邑久町

憲法記念日に
 寄せて
 地域から

岡山



けで、人間らしい営みができなかつた」と振り返る。昨年5月、熊本地裁の判決を法廷で聞いた。国の隔離政策を「過度に人権を侵害するもので、違憲性は明

故郷に戻り社会復帰

千葉龍夫さん、61歳＝写真。岡山県邑久町のハンセン病国立療養所長島愛生園で暮らす。今月末、大阪市内の母親(80)宅近くのマンションに引っ越し、念願の社会復帰を果たす。12歳の時、同園に収容され、実家は消滅された。園を抜け出して大阪に戻っても、同級生は誰も寄りつか

ハンセン病

なかつた。30代初め、無断で園を飛び出し、以後約20年間、大阪や東京でセールスなどをした。とんばに親しくなつた相手にも病気を隠し、気が休まる時はなかつた。9

年前、左足にけがをして園に戻った。かつて、看護婦の女性と結婚を意識したこともあった。しかし、断種や堕胎をされる恐れが頭をよぎつた。「ハンセン病というた

らか」と断じた。胸のつかえが少しおちた。判決からまもなく1年。生き別れだった母親を捜し出し、約40年ぶりに再会した。大阪府庁を訪ね、「石で追われた大阪だが、かけ

がえないふるさと。どうしても帰りたい」と、府営住宅への優先入居など、支援を訴えた。「病気を隠さず、おそれずに、ありのままの自分で生きていく。それが僕の社会復帰です」4月、療養所を出る元患者らに返所者給与金を支給する国の制度が始まった。しかし、全国ハンセン病療養所入所者協議会の昨年9月の調査では、全入所者約4300人のうち退所を希望したのは86人、約2%だった。元患者が社会復帰する壁は依然厚く、高い。

〈第三種郵便物認可〉

2002年(平成14年)4月20日(土曜日)

ハンセン病元患者3人



引っ越しの準備をする川島さん
(岡山県の「長島愛生園」で)

半世紀ぶり 社会復帰へ

「孝行したい」「普通の生活を」

ハンセン病国立療養所「長島愛生園」(岡山県岡久町)の入所者3人が二十一日から相次いで療養所を離れ、社会に復帰する。十歳代で園に入ってから半世紀ぶりの世情。受け入れてくれる土里のない人、偏りを持つ母のいる人、結婚への希望を持つ人……。復帰後の生活は三様で、「新世界に飛び出す思い」と不安をのぞかせながらも、外で生活できる喜びをかみしめ、第1の人生へ「自らを奮い立たせている」。

第一次大戦末期の一九四四年に入所した川島保さん(69)は五里の四国に帰ろうと思った。だが、「自分は死んだことになっている」ことを知り、かつて仕事を

第一大戦末期の一九四四年に入所した川島保さん(69)は五里の四国に帰ろうと思った。だが、「自分は死んだことになっている」ことを知り、かつて仕事を訴訟での苦しかった日々を思い起こし、「闘いで勝ち得た権利を無にしたくない。自分の頑強りが少しでもハンセン病の啓もうにつながる」と勇気を奮い、不動産屋を「軒回って決め」た。これから、趣味の囲碁やカラオケを通じ、人の輪を広げようと考えている。

母も昨年亡くなり、たれもない。それでも少年時代を過ごした地を選んだ。仕事を探して、できれば結婚も思っている。病気のことは人に明かす。「普通の生活を送りたい」と願う。ハンセン病国家賠償請求

要、大阪府内にある母親に連絡した。長い間、音信が途絶えていたが、「お前の食事や洗濯ぐらい、まだできると喜んでくれた」。

「恨んだこともあったけど、かけがえない親。孝行がしたい」と思った。住むのは、実家から電車で約十分離れた所にあるマンション。母との生活のリズムの違いを考えたら、二十一日から新しい人生を始める。

園内で最も若い男性(49)は二十七日、阪神地区の自宅に戻る。父親は十二年前、訴訟の原告側全面勝訴や和解成立を受け、療養所から社会復帰する人には四月から、国が月額約二十六万円、「退所者給付金」を支給する。だが、全国で約四千人、二百人あまり復帰希望者は約百千人と、実現できるのはさらに少数だ。入所者の平均年齢は七十五歳。あと十年、二十年早ければ「



差別に抗議する神美知宏・全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長(19日午後、厚労省)

ハンセン病元患者宿泊拒否

人権侵害で告発視野

旅館業法違反容疑 法務省、啓発を促進

熊本県の「アイレディ」ス宮殿黒川温泉ホテルがハンセン病の元患者の宿泊を拒否した問題で、法務省は十九日までに、人権侵害事件として旅館業法違反容疑での刑事告発などを視野に事実関係の調査に乗り出した。同省はまた、偏見解消の啓発を進めるよう全国の法務局に通知した。ホテル側は同日午後、宿泊を拒否したことを元患者に直接、謝罪する意向を示した。

ホテル、直接謝罪の意向

法務省の吉成修一・人権擁護局長は同日の記者会見で、「十八日に熊本県の担当者から連絡があった以降、ホテル関係者とは、」旅館の営業者は

「熊本でこういったことがあったのは大変残念。今後、偏見や差別をなくすための啓発活動をやっていきたい」などと述べたという。

「氷山の一角だ」全療協事務局長

「氷山の一角にすぎない」。全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)の神美知宏・事務局長(69)は十九日、厚労省内で今回の宿泊拒否問題について記者会見し、「衝撃を受けている。人間らしさを回復できる」と語り、差別の根が深いかを痛感させられた」と声をやや震わせながら訴えた。国の約一世紀に及ぶ隔離政策に対し、元患者らが勝訴した二〇〇一年五月の熊本地裁判決から二年半が過ぎた。入所者らへの補償など、誤った政策に対する差別の解消だ。神事務局長は「約三千七百八人の療養所入所者の九九％は三十四年前に治療されている」と指摘。新たな感染者も年間十人程度で、感染しても一週間ほど治療を受ければ治癒することから、「ハンセン病自体は解決済み」と説明する。だが隔離政策がなくなっても家族の元に戻れない入所者は多い。地域での偏見がまだ強く、せめて「広く」なった親の墓参りでもと想っても、行きにくいのが実情という。

などに任意で事情を難している」など調査の進行状況について説明。「旅館業法違反容疑での告発も視野に入れて(対応を)検討中だ」と話した。法務省は人権侵害事件の深刻度に応じて刑事告発、勧告、通告、説示の四段階で対応。旅館業法では、「旅館の営業者は」

宿泊しよつとする者が伝染性の疾病にかかっている場合などを除き宿泊を拒んではならない」と規定しており、違反した場合に二万円以下の罰金になる。一方、熊本県の潮谷観子知事は同日、法務省内で吉成局長と面会した。宿泊拒否についての経過説明をしたうえで、県と法務省が連携して今後の対応にあたることなどを確認した。潮谷知事は面会の中で「熊本でこういったことがあったのは大変残念。今後、偏見や差別をなくすための啓発活動をやっていきたい」などと述べたという。

厚労省は同日、「ハンセン病は飲食や入浴などを通じて感染せず、旅館業法上の伝染性の疾病に該当しない」との見解を示したうえで、都道府県などに対してハンセン病に対する正しい知識の普及を指示した。法務省も全国の法務局に対し、同様の啓発活動を促進させるよう通知を出した。